

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年3月1日にA社（現在は、B社）に入社し、44年4月15日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社への照会結果から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚数十人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社（現在は、C社）に入社し、新人研修を受けた後、同年7月にA社B営業所に転勤した。

申立期間については、継続して勤務していたので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びD社（C社の関連会社）への照会結果から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は「本社での新人研修終了後にB営業所に異動した。」と主張しているところ、申立人と同様の供述をしている同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日から、昭和40年7月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年9月までの期間及び54年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和59年3月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から同年9月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで
③ 昭和59年3月から63年6月まで

日本年金機構の記録によれば、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は既に還付されたことになっているが、私は還付手続きを行っておらず還付金は受け取っていないので、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を還付してほしい。

また、申立期間③については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付していたにもかかわらず、私の国民年金保険料のみが未納とされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の所持する領収証書により申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であり、制度上、国民年金に加入することができないことから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市区町村が作成した国民年金被保険者名簿（検認記録欄）によれば、還付対象期間及び還付金額が明確に記載されている上、還付金額に計算上の誤りは無く、記載内容に不自然な点は見られず、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、「昭和59年3月以降の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を合わせて納付していた。また、過去の国民年金保険料を遡って納付したことはない。」と供述しているところ、オンライン記録並びに申立人が所持する申立人及び申立人の夫の領収証書によれば、i) 申立期間直後の昭和63年7月から平成元年3月までの国民年金保険料について、申立人の夫は毎月納付（現年度納付）しているところ、申立人は2年9月4日に一括納付（過年度納付）していること、ii) 元年4月から同年11月までの国民年金保険料について、申立人の夫は基本的に毎月納付（現年度納付）しているところ、申立人は同年12月27日に一括納付（現年度納付）していること、iii) 同年12月分以降の国民年金保険料については、夫婦の納付年月日が一致していることから、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付するようになったのは、同年12月分以降であると考えられる。

また、申立期間③は4年4か月に及んでおり、これだけ長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こることは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から50年4月1日まで
私は、昭和48年11月頃にA事業所に入社し、50年3月頃まで勤務したと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立期間のうち昭和49年4月13日から同年8月10日までの期間について、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所は既に廃業している上、元事業主は「申立期間当時の資料等は保管されておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和48年4月2日から50年9月18日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚17人のうち、連絡先が確認できた8人に文書照会を行った結果、5人から回答を得られたが、同事業所の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて供述は得られない。

さらに、前述の同僚17人のうち、3人の雇用保険被保険者記録を確認したところ、同僚二人は、雇用保険被保険者資格の取得日から遅れて、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当時、A事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票によれば、健康保険番号1番（昭和48年4月2日資格取得）から、健康保険番号21番（昭和50年9月18日資格取得）までの記録に、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。